

# 卒業生および学外の方の図書館利用について

## 筑紫女学園大学附属図書館

筑紫女学園大学・筑紫女学園短期大学(筑紫女学園大学短期大学部を含む)の卒業生、および高校生以上の一般学外者の方で希望される方は、本学の教育・研究に支障のない範囲内で図書館の利用ができます。

図書館の利用には利用者登録が必要です。必要書類等を添えて8号館図書館カウンターで利用手続きをしてください。図書館利用者証を発行いたします。

### ○手続きに必要なもの

- 1 図書館利用者証発行手数料（本学発行の証紙）  
図書館利用者証発行手数料は **400 円**です。1号館ロビーにある証紙発券機で証紙を購入のうえ、図書館カウンターへお申し込みください。
- 2 図書館利用者証申込書  
図書館カウンターで申込書用紙をお渡ししますので、必要事項を記入し、手数料証紙を貼付してご提出ください。
- 3 身分証明書（運転免許証など）  
初回登録の際には身分証明書をご呈示ください。

### ○手続きの受付日時

平日(月～金) 午前9時～午後5時

ただし、夏休み・冬休み・春休み期間中は午前9時～午後4時30分

### ○利用できる日と時間

図書館ホームページ (<http://www.lib.chikushi-u.ac.jp>)の開館日カレンダー、開館時間をご覧ください。

来館される時は、事前にご連絡ください。

### ○利用の範囲その他詳細については別紙利用規程(細則)を遵守ください。

図書館利用者証の有効期限は発行日から4年間です。継続して利用を希望される場合は有効期限が切れる前に更新手続きをしてください。

図書館利用者証を他人に貸したり、あるいは他人名義の図書館利用者証を使用することはできません。

住所・氏名等、申込書の記載事項に変更が生じた際は図書館へ届け出てください。

**なお、本学へお越しの際は駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。**

お問い合わせ先： 筑紫女学園大学附属図書館

電話： 092-925-9910(直通)

FAX： 092-925-3318(直通)

○筑紫女学園大学卒業生及び学外者の附属図書館利用に関する細則

平成10年1月30日

規程第1号

最近改正 平成28年3月31日

(趣旨)

第1条 この細則は、筑紫女学園大学附属図書館規程（平成15年規程第1号。以下「図書館規程」という。）第4条第2項に基づき、筑紫女学園大学（以下「本学」という。）の卒業生（筑紫女学園大学短期大学部の卒業生を含む。）及び学外者の附属図書館（以下「図書館」という。）利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(図書館利用者証)

第2条 図書館の利用を希望する卒業生及び学外者は、次の各号に掲げる書類等を提出し、図書館長より図書館利用者証の交付を受けるものとし、入退館の際には必ず携帯しなければならない。

- (1) 図書館利用者証交付願 1通
- (2) 身分を証明するもの（運転免許証、国民健康保険証など） 1通
- (3) 交付手数料
- (4) その他図書館長が必要と認める書類

2 図書館利用者証の有効期間及び更新方法は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館利用者証の有効期間は、4年間とする。
- (2) 有効期間を超えて図書館の利用を希望する場合は、所定の期日までに更新手続きを行わなければならない。ただし、その際は第2条第1項に規定する手続の一部を免除することができる。

(図書館利用)

第3条 卒業生及び学外者の図書館利用（館内閲覧及び館外閲覧手続）は、図書館が開館している日の開館時間内とし、閲覧は原則として開架資料に限るものとする。

2 館内においては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 館内の設備・備品等に損傷を与えないこと。
- (2) 静粛を保つこと。
- (3) 飲食、喫煙、娯楽行為等は厳に慎むこと。
- (4) その他他人の迷惑になる行為は慎むこと。

3 第1項の規定にかかわらず、4号館図書館における会話、飲食、その他の留意事項については別に定める。

(図書の帯出)

第4条 図書の帯出（館外閲覧）を希望する場合は、図書館利用者証を帯出希望図書とともに係に提出しなければならない。ただし、図書館長が必要と認めた場合は帯出を制限

することがある。

2 帯出できる冊数は、1人につき3冊以内とする。

3 帯出期間は、帯出日を含め15日間（翌々週の同曜日まで）とする。ただし、図書館長が必要と認めた場合、帯出期間内に返却を求めることがある。

4 帯出の図書を返却する際には、係の照合を受けなければならない。

（文献の複写）

第5条 文献の複写は、本学図書館が所蔵する図書に限り、館内備え付けの複写機で行うものとする。

2 文献の複写にあたっては、著作権・版權に関する手続及び一切の責任は、複写を行う者が負うものとする。

（利用の禁止）

第6条 図書館長は、次の各号に掲げる行為を行った者に対し、利用禁止の措置をとることができる。

(1) 図書館規程又はこの細則に違反したとき。

(2) 他人名義の図書館利用者証を使用したとき。

(3) 帯出中の図書を他人に転貸したとき。

(4) 帯出期限を守らなかったとき。

（改廃）

第7条 この細則の改廃は、図書委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年1月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。